



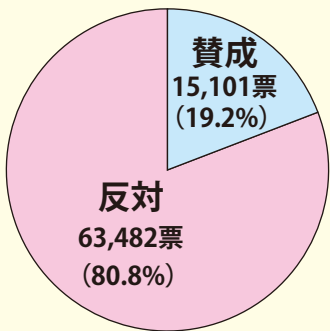
●議員はローテーション ●議員報酬は市民の活動費 ●選挙はすべて手作り

つくば・市民ネットワーク通信

発行：つくば・市民ネットワーク
Tel&Fax:029-859-0264
つくば市二の宮2-1-3クラフトビル1F
tsukubahotnet@ybb.ne.jp
<http://www.geocities.jp/tsukubahotnet/>

2015年10月16日 vol.44

住民投票の開票結果



投票日：平成27年8月2日

投票者数 79,264人
有効投票総数 78,583票
投票率 47.3%

財政学習会

11月7日(土) 14時～16時半

並木交流センター2階会議室

講師：大和田 一紘 氏
(多摩住民自治研究所 理事)

総合運動公園問題に関心が高まっている自治体財政について、基本から学びます。お気軽にご参加ください。

POST CARD

3 0 5 8 7 9 0

つくば市二の宮 2-1-3
クラフトビル 1F

つくば・市民ネットワーク行

総合運動公園住民投票

賛成派運動と市長の関係に疑問…

今回の住民投票は、条例によって前日までチラシ配りや戸別訪問が出来るなど、通常の選挙と異なりかなり自由な運動ができた。ただし、「市長は情報提供において賛否両論を公平に扱う」と定められてもいた。ところが、賛成派の団体「スポーツでつくばの未来を拓く会」のチラシの住所が市原市長が理事長を務める病院と同じ住所だったことから、「条例違反ではないか？」との声が上がった。

また、この病院の総務課から職員宛てに、賛成する家族や知人の名簿提出を求める文書が出されていたことが新聞で報道された。これについて議会で追及したが、市長は「承知していない」の一点張り。さらに「(病院の)総務課長の名前も知らない」と驚きの答弁が飛び出した。市長はこの病院の理事長であり、報酬も得ている。「承知していない」から責任は無いと言い逃れられるのか？

そもそも、有権者の名簿提出を職場で求めるといふ行為は、雇用関係を盾にとった投票の強要ではないか？市長や関係者が住民投票の運動にどう関わったのか、議会としてまだまだ調査が必要だ。



住民投票で示した市民の力で、
つくばのまちを変えよう！

鬼怒川大水害で
被害に遭われた方々に、
心から
お見舞い申し上げます。

年齢 _____ 歳代 性別 男 ・ 女

お住まいの地域 _____

差支えなければご連絡先をご記入ください

お名前 _____

連絡先 _____

住民投票で浮かび上がった 既存スポーツ施設の改善にどう取り組むか？

総合運動公園の住民投票に伴い、市内20か所で開催された地域懇談会。どの会場も100人前後の参加者があり、賛成反対ともに活発な発言があった。意見の中で財源問題と共に多かったのが既存スポーツ施設の老朽化問題だ。

つくば市は体育館8か所（つくばカピオ含む）、野球場12か所、テニスコート19か所68面等、多くのスポーツ施設を所有、管理している。これらの既存施設は老朽化しているものも多く、新たに総合運動公園を建設すれば、既存施設の修繕、改善がされなくなるのではないかと心配の声が相次いだ。

そこで、既存スポーツ施設の改善について質問した。例えば、谷田部総合体育館のシャワーは昨年12月から半年以上故障している。懇談会でも具体的に苦情が出ていた。これについていつ把握し、どう対応しているか尋ねたところ、「故障を把握したのは今年3月下旬。今9月議会に補正予算を計上した」とのこと。3月下旬に把握したなら、6月議会の補正予算になぜ出さなかったのか？総合運動公園の懇談会で苦情が出たから対応したのか？と穿った見方もしてしまう。

今回の質問に先立ち、谷田部と桜の総合体育館を見に行っ



た。シャワーの確認が目的だったが施設全体を見て驚いた。アリーナの照明はところどころ切れており、雨漏りも数か所ある。更衣室のロッカーが4年前の震災で壊れたまま、床もところどころ剥げている。こんな状態で「新しく立派な総合運動公園を作る。既存施設も必要に応じて修繕、改修していく」と言われても、スポーツしている人こそ信じられなかっただろうと、現場を見て実感した。

現在、つくば市は国の方針で公共施設等総合管理計画を作るため、スポーツ施設を含め現状調査を行っている。しかし、修繕が必要な箇所の洗い出しは調査項目に入っておらず、利用者の聞き取り調査なども行われていない。

住民投票で見てきた民意との乖離を解消するためにも、利用者懇談会やアンケートなど、積極的に市民の声を集める努力が必要だ。例えばかすみがうら市では、公共施設等総合管理計画の策定体制がHPで公表され、市民意見の把握と市民への情報提供の仕組みが規定されている。つくば市では策定体制すら示されていない。

市民の税金を預かり、公共施設の設置、管理、運営を行うことは自治体の役割の中で大きなウエイトを占めている。住民投票での8割の反対という民意を真摯に受け止めるならば、市民の意向をどう把握して反映するか、その仕組み作りが、まさに今のつくば市の大きなテーマだ。



つくば市議会議員
文教福祉常任委員会副委員長

宇野 信子

一般質問項目

- ・既存スポーツ施設の改善について
- ・総合運動公園の住民投票について
- ・総合運動公園用地の不動産鑑定について



計画の始まりは、本当に‘民意’だったのか？

住民投票によって、‘反対8割’という圧倒的多数の‘民意’が示された。

市長は、計画に着手した大きな理由として「多くの市民の要望」があると説明し、その「要望」の根拠として、様々な団体からの署名付きの要望書を示していた。それらのほとんどが体育協会、区会、市PTA連絡協議会からのものであり、別表の通り、なぜか運動公園計画が議会に提示されたH25年9月以降に、これらの要望書が集中している。

この要望書については、新聞報道や地区懇談会で市民から異論や疑問の声が出た。そこでこれらの要望書提出の経緯について質問した。副市長は「提出の要請はしていないが、団体の方にお会いした時は必ず、運動公園についてご理解頂くようなお話をしております」と答弁した。確かに直接要請はしなかったかもしれない。しかし、副市長のような、団体の‘要望

つくば市議会議員
環境経済常任委員
皆川ゆきえ

一般質問項目

- ・市内保育施設での事故を受けて、安全安心な保育施設の確保について
- ・総合運動公園事業推進の根拠とされた要望について
- ・総合運動公園事業に関わるパブリックコメントについて

をきく’立場にある人間が、計画の理解を求めるための説明を何度もくり返せば、たとえ直接的に要請をしなくても団体側がおもんばかる、という状況になってしまうことも十分考えられる。

要望書の中でも署名数が最多である体育協会の署名をしたという市民からは、「こんな大きな運動施設だと知らされずに署名した」とか、「スポーツの講師に何度も言われて仕方なく署名した」という声が届いた。もし、市側の思惑が先にあり、市民の本意ではない要望だったとすれば、それは‘民意’とは言い難い。



今回、住民投票で示された‘民意’が無ければ、もしかすると本意ではない‘民意’によって巨大な計画がすすりっと実行されていたかもしれない。今回は住民投票で止まったから良かったものの、このようなことを二度と繰り返してはならない。



別表 平成19年以降の市内団体からの運動公園要望 (つくば市作成資料から引用)

H19～22年	つくば市PTA連絡協議会からの要望
H25年 9月	つくば市体育協会からの要望 (11,232人の署名)
H26年 2月	大穂地区区会連合会からの要望 (大穂地区区長43人の署名)
2月	つくば市区会連合会からの請願 (区会連合会正副会長6人の署名)
12月	つくば市区会連合会からの要望 (1,144人の署名)
12月	つくば市PTA連絡協議会からの要望
H27年 1月	つくば市体育協会からの要望 (15,619人の署名)

総合運動公園の住民投票に関するアンケート

- 総合運動公園基本計画の住民投票に行きましたか？
☐行った ☐行かなかった

- (投票に行った方に) どちらに投票しましたか？
☐賛成 ☐反対 ☐その他()

※投票に行かなかった方も以下にお答えください

- (反対の方に) 反対の理由は？(いくつでも)
☐まったく必要ない
☐計画を見直すべき

- ☐規模が大きすぎる
☐場所が良くない
☐施設内容が問題
☐市民意見を反映しない進め方が問題
☐その他()

- (賛成の方に) 賛成した理由は？(自由記述)

- (すべての方に) 総合運動公園、その他つくば市政についてご自由にご意見をお聞かせください



つくば市議会議員
総務常任委員会副委員長

北口ひとみ

一般質問項目

- ・住民投票の結果を受けて運動公園整備事業の進め方について市長はどう考えているか
- ・用地取得の進め方に関する検証はどのようなか
- ・「白紙撤回」の具体的な手続きはどのように行われるのか



白紙撤回にはなったけれど…不明な点は山積み

総合運動公園の基本計画は、白紙撤回にはなったものの、今議会の一般質問でまた新たな問題や不明な点がでてきた。1つ目は、事業の進め方について反省がみられない点。

今計画の最大の問題は、事業に入る前に市民の意向確認が無かった点にある。また、基本構想に対する市民の意見募集中に土地取得が議決されたのも大いに問題で、進め方について議会軽視、市民無視は否めない。

今議会では9名の議員から住民投票の結果について責任を問われたが、市長は「説明を十分にするという点で反省すべき点があった」と基本計画自体には一切触れず、あたかも情報発信に問題があったといわんばかりの答弁が繰り返された。このままでは、根本的な問題解決は到底期待できない。

2つ目は、またしても重要な情報が隠されていたのではないかという疑念。

H25年5月に庁内でまとめられたという「基礎調査検討結果報告書」を情報公開で取り寄せてみた。すると、この段階で大規模な施設一体型が想定され、既に17候補地の中から今回の用地が最有力として明示されていたことがわかった。

しかし、基本構想が浮上したH25年9月議会のおり、規模・位置などの質問が相次いだ「今後、基本構想を作る中



で検討する」との答弁で位置は示されず、この報告書の存在も公開されていない。この半年後には66億円もの土地取得の議案が出されており、議会がこの時点で候補地の情報があれば、議決前に集中して調査ができただろう。ここまで調査検討した結果が

ありながら、なぜ議会に示さなかったのか？結果的に重要な情報が隠されたのは否めない。土地取得については、他にも不明な点が多く、土地ありきで事業が始まったのではないか？という疑念は深まるばかりだ。

3つ目は、現計画が再び使われないかという不安。

総合運動公園の基本計画に沿った各施設の詳細な設計をまとめた「基本設計書」がこの10月には出来上がるとの答弁。基本計画自体が白紙撤回になったので、今後は文書規定に則り役所内で保存されるとのこと。H12年に作られた総合運動公園基本構想が、15年近く経過しているにもかかわらず、今回の建設根拠として使われた経緯もあり、今後、何らかの理由を機に、この「基本設計書」が復活しないとも限らない。

市民ネットは、引き続き事業の進め方の問題点や不明な点の解明に取り組んでいきます。

竹園地区再開発で施設一体型小中一貫校の案浮上？

今議会に、竹園SC（ショッピングセンター）と周辺の再開発に向け、事業費や各公共施設等の位置など詳細な検討をし、実施可能かどうかを判断するための業務委託費が計上されました。

当該地区は施設の老朽化により再整備の必要があり、昨年、国交省の補助事業で再開発の可能性について調査が実施されました。結果をうけ、地権者であるUR・筑波都市整備株式会社・筑波技術大学・つくば市の4者で協議が行われ、再開発の判断を行う旨の合意が取れ、今回の業務委託に至ったとのこと。

さらに、今回、再開発にあたり施設一体型小中一貫校新設の案も浮上していることが明らかになりました。市の学校等適正配置計画では、つくば竹園学園の施設一体型の方針は無く、寝耳に水！

この地区は、SCはじめ地域交流センター・保育所・幼稚園・小学校・児童館など公共施設が集積した地区であり、地域の拠点でもあります。周辺住民始め利用市民からは、これまで施設の改善要望が多く寄せられていました。また、周辺住宅の再開発に伴い、緑地が極端に減少しているとの指摘もありました。

しかし、地域住民や利用者への情報提供や開発に向けての意見交換は、ほとんどできていません。

時期尚早と判断し、市民ネットはこの業務委託料を除いた修正案を提案しました。賛成少数で否決されてしまいましたが、引き続き周知や意見交換会など市民の意見が反映されるよう行政へ働きかけていきます。



2015年9月議会議決結果

全会一致で可決：「TPP交渉にあたり重点5品目を除き、国会決議の順守、情報公開に関する意見書を国へ提出するよう求める請願」
不採択：継続審議中の(仮称)つくば市総合運動公園の早期建設推進に関する請願5件は賛成少数で不採択になりました。

議決の結果 (○：賛成、×：反対)		会 派 名		つくば・市民 ネットワーク	つくば市民 政策研究会	つくば自由民主党 ・維新の会	統一会派つくば 政清会・民主党の会	公明党	日本 共産党	新 社会党	筑峰 クラブ	山中 八策の会
竹園再開発に関する業務委託を保留する補正予算 の修正案	否決	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	
マイナンバー法に伴う条例の一部改正5件	可決	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	
ハイウェイオアシス（道の駅）設置検討の支援 を国へ意見書提出を求める請願	採択	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
県立高校の存続と少人数学級実現について県 へ意見書提出を求める請願	不採択	○	×	×	×	○ ○：木村清	×	×	○	○	×	
安保関連法案を拙速に採決しないよう国へ意 見書提出を求める請願	不採択	○	×	×	×	○	×	×	○	○	×	
安保関連法案の廃案について国へ意見書提 出を求める請願	不採択	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	
各会派の所属議員(敬称略) *は会派代表 (議員数27 議長：塩田)		*北口 宇野 皆川	*古山 須藤、柳沢 高野、松岡	*五頭 久保谷、神谷 小久保、黒田	*塚本 大久保、木村修 飯岡、木村清	*小野 浜中 山本	*滝口 田中 橋本	*金子	*鈴木	*塩田 (議長)		



2015年10月16日 Vol.44



主な活動報告

7/14~16 環境経済委員会視察(江戸川・長崎・福岡)(皆川)
7/22 議会報編集委員会(皆川)
7/24 道路交通体系及びTX沿線整備調査特別委員会(北口)
7/26 女性の平和7.26 レッドアクションin県南 参加
住民投票で反対にO! 7.26市民集会
7/31、9/18 初めてのケンポー教室開催
8/5、19、20、23 議員と話そう会開催
8/26 「茨城に雇用を生み出す、そのために」
ISFネットグループ代表・渡辺幸義氏講演会参加
8/27 「安保法案廃案!緊急アクション」参加
8/30 戦争法案廃案!安倍政権退陣! 8.30国会10万人大行動参加
9/2~9/18 9月議会
9/5 田中三彦氏講演会
「福島事故はわれわれに何を教えているか」参加
9/12 アベ政権NO!戦争する国NO!9.12つくば行動参加
9/26 総合運動公園住民投票報告集会
街頭議会報告
10/6、7 決算委員会(皆川)

※総合運動公園建設の是非を住民投票で問うつくば市民の会、放射能汚染から子どもを守ろう@つくば、脱原発ネットワーク茨城へも参加しています。
※テーマごとの部会活動の他、市の各種委員会・審議会等も多数傍聴しています(詳細はHPをご覧ください)。



ケンポーカフェ(憲法教室)オープン!

安保法制の顛末で安倍政権の唯一の功績、それは「憲法」について真剣に考える市民が増えたことではないでしょうか。

地域の課題をメイン・テーマとする市民ネットですが、昨今の情勢から、そもそも憲法についてもっと知りたい、という声が上がりました。そこで、高校講師の都留孝子さんを講師に迎え、「初めてのケンポー教室」が6月にスタートしました。

この教室の前半では、憲法改正が実は日米安保条約と切っても切れない関係であったことをビデオで見、続く講義では9条解釈がどう変わってきたか、憲法の三原則—国民主権、平和主義、基本的人権の尊重が独立したものではなく、お互いに支えあっている概念だということなど、学校ではなかなか教わらないことが次々と出てきます。後半では平成24年に出版された自民党改憲草案について現在の憲法と比較しての読み合わせを行って、どこが問題なのか、を皆で考えていきます。

「憲法は法律の親玉(で国民を縛るもの)だと思っていた」「憲法について考えていることを言ってもいいんだと思った」「現実には9条と安保のどちらのおかげで日本は平和に保たれているのか(講師から『それは9条があつてのもの』とコメント)」など、参加者からはさまざまな、率直な感想が毎回出されます。

このカフェはいわば「入門編」として何度も実施しています。これまで、夏休みを利用したBBQ付き、夜の焼き鳥付き、なども行いました。次回の開催は市民ネットまでお問い合わせください。



安保法案の廃案を求める請願不採択

—国民理解を得ないまま強行採決!!—

世論調査でも、50%超の国民が「反対」「必要ない」と考える安保関連法。政権与党は国会で過半数という数に任せて、十分な審議を行わず、国民の理解を得ないまま採決を迫りました。

国会前で最大12万人という国民の反対の声が高まる中、9月17日の参議院特別委員会では、委員長の声が聞きとれない混乱状態での強行採決。19日未明の本会議で法案成立となりました。

これに先立ち昨年、歴代内閣がまがりなりにも維持してきた『集団的自衛権の行使はできない』という憲法解釈を、安倍政権は強引に変更し集団的自衛権の行使容認を閣議で決定してしまいました。

その憲法解釈変更に基づいた法律が安保関連法です。政府が安保関連法の立法根拠としている、中国や北朝鮮などの脅威への対応は、集団的自衛権の行使は必要なく、個別的自衛権で対応可能です。さらに「自衛隊を海外派兵した場合、リスクが高まるのではないか?」という国民の心配にもはっきりとした答えは無く、問題点は残されたままです。そして、憲法学者や元最高裁判事、元内閣法制局長官といった方達も、安保関連法は「違憲である」と表明しています。また、弁護士会、学者や大学生、作家や映画人、芸能人、高校生や中学生から次々と反対の声が全国各地であがっています。

つくば市でも今9月議会に、6つもの団体から、安保関連法案の廃案を求める請願が提出されましたが、反対多数で不採択となってしまう、国へ意見書を出すことはできませんでした。市民ネットは、立憲主義を揺るがす安倍政権の暴挙を許すことはできません。今後も安保関連法の廃案を求めつつ、何が問題か情報を収集し発信していきます。

立憲主義とは

国の政治権力は強大で、国民の自由をしばることができません。

そこで、この政治権力から人権を守り、保障していくために、憲法によって政治権力を制限するという考えが生まれました。これを立憲主義といいます。

立憲主義の考えは、政治が人の支配によってではなく、法の支配に基づいて行われることを求めています。

—東京書籍「公民」教科書より引用—

傍聴記

想像よりも傍聴席が埋まっていたのは、市民の方々の総合運動公園問題への関心の高さが表れたのではないかと思います。一般質問において、質問に対する市長の答弁は通り一遍で、きちんとQ&Aが成立していないことに苛立ちを感じた。その他に災害対策や子ども子育て支援、公共ファシリティマネジメント、代替エネルギーなどについての質問が出ていた。答弁は「まだ準備段階だが進めてはいる」という趣旨のものが多かった。これが議場のみの言葉にとどまらず、向上にむけてたゆまぬ努力がなされていくことを願う。(大学生)

各議員の一般質問に対しての熱意、周到な準備が伝わってきた。しかし、そのやる気をそぐような、同じことを繰り返す市長の答弁やすれ違った答弁は気になった。市民ネットの一般質問では「(市長が理事長を務める病院の)総務課長が運動公園推進の署名を集めたことは知らないし、総務課長の名前も知らない。」など驚きの答弁が得られた。傍聴席は半分ほど埋まり関心の高さが伺えた。報道席は9月2日の初日より圧倒的に少なかったようだ。もっと多くの方に一度、市の現状を見ていただきたい。そう感じた人生初の議会傍聴であった。(大学生)

関連イベントのご案内

ケンポーおしゃべり広場

2015年11月7日(土)
10:30~12:30

サイエンス・インフォメーション
センター大会議室

講師: 堅 十萌子弁護士
(明日の自由を守る若手弁護士の会)

参加費: ¥500

定員50名 要申し込み

申し込み・お問い合わせ

kempohiroba@gmail.com

主催: ケンポーおしゃべり広場実行委員会
協賛: つくば・市民ネットワーク

議員と話そう!会

定例市議会の報告を兼ね、代理人(市議)の北口、宇野、皆川を交え、様々な情報と意見交換を行います。ご都合の良い日程に、お気軽にご参加ください。

市民ネットワーク事務所
11月8日(日) 14時~16時

竹園交流センター
11月9日(月) 10時~12時

つくば市ふれあいプラザ
11月10日(火) 10時~12時